

議案第 2 号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知

識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時

間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（次条第2号において「その他任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、あらかじめ当該職員の同意を得てその任期

を更新することができる。

(1) 第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合 採用した日から5年を超えない範囲内

(2) その他任期付職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この号において同じ。）に満たない場合 採用した日から3年を超えない範囲内

（特定任期付職員の給与の特例等）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を、同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額の差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額

の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第8条 亀山市職員給与条例（平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第16条から第25条まで、第30条から第33条まで、第35条から第40条まで及び第47条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与の特例）

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	186,500円
2級	214,000円
3級	254,000円
4級	273,400円
5級	288,500円
6級	313,900円
7級	355,600円

2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規

則で定める。

- 3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付けし、その給料表により当該職員に給料を支給しなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第10条 特定業務等従事任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与条例の適用除外等)

第11条 給与条例第4条及び第5条の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

- 2 給与条例第16条から第25条まで、第30条及び第31条の規定の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第11条、第28条第2項第2号及び第35条第3項の規定の適用については、給与条例第11条、第28条第2項第2号及び第35条第3項中「短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

(審理員の給与の特例)

第12条 審理員(第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員であって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定により指名された者をいう。以下この条において同じ。)の給料月額は8万円とする。

- 2 勤務時間条例第2条の規定に基づき任命権者が定める審理員の勤務時間が月の1日から末日までの期間につき8時間を下回るときは、前項の規定にかかわらず、審理員の給料月額は、当該勤務時間を8時間で除して得た数に8万円を乗じて得た額とする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 18 条第 1 項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条」を加える。